5 陳情第 20 号

5 陳 情第 2 0 号	神宮外苑再開発計画の確かな検証なしに樹木の伐採を許可しないよう求める陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和5年6月6日受理、令和5年6月13日付託
陳情者	新宿区余丁町————————————————————————————————————

(要旨)

区議会として、以下の事を区に求めてください。

- 1 新ラグビー場の建設計画が神宮外苑の歴史ある環境を保全しうることが確認できるまで、新宿区の風致地区における樹木の伐採を許可しないようにすべきである。
 - 上述の環境保全の確認については、事業者に新ラグビー場建設における環境保全策のより具体的な計画を明示させ、それが新宿区の風致地区の環境保全策として有効性を客観的に立証されうるものであるか検証すべきである。
- 2 そのために、区が仲介して、事業者と「日本イコモス」のような学術団体事業者の 話し合いの場が持てるように議会として区に働きかけを行うべきである。

(理 由)

小池百合子東京都知事は、神宮外苑再開発にあたっては、地域の歴史と風格を継承しながら進めるべきであると言っているが、その一方、神宮外苑広場(建国記念文庫の森)については、事業者自体が大きな改変を回避することはできないことを認めている。その上で東京都環境影響評価審議会において「日本イコモス」からの疑義に関して審議会委員から出された意見に事業者が示した回答では、「極力樹木を存置する」、「新ラグビー場の設計にあたって既存樹木の保全に留意したデザインを検討する」、さらに「移植によって現状と同様な樹林帯の復元を行う」としている。ただ、問題なのは、それら対応策の有効性は立証されておらず、その実行がだれから見ても客観的に承知できる態勢にはなっていない。

この点に関しては、事業者側は、樹木の保全に関しての不確実性は残るという点は認めながら、その点は事後調査で確認しつつ、必要に応じて対応策を検討するとしている。とは言っても、いったん移植・伐採を含む大きな改変が行われてからでは、事後に対策の有効性に問題が生じても、事業者の言うところの「環境の復元」は難しくなる。

さらに、そのうえ、現在までのところ具体的な対策が明らかにされないまま進められようとしている計画もある。以下の3点がそれである。

1 新ラグビー場北側に接近して存置されるという樹林地であるが、ここの樹木は工

事期間中にいかに保全されるのか。工事によりそれら樹木の根茎、水系が分断されることはないのか。40メートルを超える建造物と隣接する樹林地が共存する設計上の工夫とは、如何なるものであるかは、容易に想像できるものではない。せめて、絵画館前広場と国立競技場側から見た景観予想図があれば、概要は掴めようが、そのような予想図は示されていない。

2 伐採予定の第二球場周辺の高木の中に霞ヶ丘門に生えるスダジイがある。この樹木も、霞ヶ丘門と共に存置されるべきではないのか。そもそも、外苑周辺には石垣として備えられた門が数カ所ある。青山通りに続く青山門、神宮内苑北参道から続く内外苑連絡道路門、信濃町門、権田原門、神宮球場門などがそれである。霞ヶ丘門も、これら石造の門の一つであり、外苑外周の指標となる創建当時からの遺構である。

新ラグビー場が外苑の歴史と風格を継承し計画されるならば、この遺構は存置されるべきである。それと同時に、第二球場周辺のスダジイをはじめとする高木の保全を留意すべく計画を見直すべきである。

3 神宮外苑広場(建国記念文庫の森)にはヒトツバタゴの群落がある。通称「ナンジャモンジャ」のこの木は、天然記念物の原木から根分けされた外苑の名木である。 事業者はこの群落を認識しておらず、孤立した樹木として移植して復元する計画となっている。このヒトツバタゴに限らず、日本イコモスはこれら「移植して復元する」代償措置の実現性に疑義を唱えている。それに対し事業者は、これも「事後調査で確認」を行うとして、東京都環境影響評価審議会の審議を先延ばしにして逃れている。しかし、「土壌環境の状況を踏まえた移植基盤確保の考え方」など事前に明らかにすべきことである。

以上のような、東京都環境影響評価審議会委員の限定的な専門性に収まらない事例は、「日本イコモス」のような学術団体に客観的評価を仰ぐべきである。風致地区における行為制限の許可は各区市で所管している以上、新宿区としても、東京都とは別に事業者と「日本イコモス」が議論する場を設けるべく仲介を行うべきではないか。そのためには、新宿区は、まず、事業者に新ラグビー場建設における環境保全策の具体的計画を明示させ、それが新宿区の風致地区の環境保全策として有効性を客観的に立証されうるものであるか検証を行うべきである。その十分な検証がないままに新宿区の風致地区における樹木の伐採を許可するべきではないと考えるものである。